

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

美浜町は、伊勢湾と三河湾に囲まれた知多半島の南部に位置する面積46.39㎡、人口22,496人（令和2年国勢調査）の町である。平成17年の国勢調査での26,294人をピークに減少傾向（△2,719人）へと転じ、その年齢別内訳は、生産年齢人口（15～64歳）は12,971人と、更に急激に減少（△4,500人以上）する一方で、老年人口（65歳以上）6,820人（30.32%）は一貫して増加（+1,900人以上）し続け、超高齢社会を迎えている。

産業構造の特徴は、稲作やミカン、野菜栽培を中心とする農業、酪農・養豚などの畜産業、のり養殖や採貝、定置網の漁業と言った第1次産業、コーンスターチや水あめを中心とする食料品製造業、えびせんべいを中心とする水産加工業などの第2次産業、そして、自然環境を活かした観光業が基幹産業である。

美浜町の事業所総数と企業単位の売上高は、令和3年経済センサスー活動調査によると847か所、約1,489億円となっており、売上高のうち製造業の売上が約959億円と全体の約6割を占めている。特に食料品製造業は、その製造品出荷額が約400億円と、全体の総出荷額の約7割を占めており、美浜町の産業は、食料品製造業を中心とした構造に特化していることが分かる。

現状として、農業などの第1次産業及び食料品製造業と観光関連産業が主な就労先であったが、町内の事業所は減少しており、企業誘致が進んでいないため、新規の雇用が生み出せていない。したがって、新卒者のほとんどは町外へ流出しており、雇用の場の確保がされているとは言い難い状況である。また、町内の中小企業は、人手不足、担い手不足等の課題に直面しており、現状のまま放置すれば町内の産業基盤が失われかねない状況である。そのため、町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで労働力不足に対応した事業基盤を構築するとともに、事業の成長性が見込まれるような企業にしていくことが、美浜町の喫緊の課題である。

(2) 目標

美浜町では、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内の中小企業の設備投資の活発化を図り、更に経済発展していくことを目指す。そのため、先端設備等導入計画の認定件数の目標値を5件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

美浜町では、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

美浜町の産業は、農業や水産業などの第1次産業、食料品製造業、観光関連産業と多岐に亘り、多様な業種が美浜町の経済や雇用を支えているため、これらの産業で幅広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする先端設備等の種類は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に規定する先端設備等全てとする。ただし、美浜町では自然環境を活かした観光関連産業が基幹産業であり、また、第5次美浜町総合計画において「自然を活かし、快適に住み続けられるまちづくり」を進めており、地域の観光資源である景観や自然環境の保全が必要であることから、太陽光発電設備については、その発電電力の50%以上を自らの生産、販売等の事業活動に供するものであって、建物の屋上に設置するものに限るものとする。このため、土地に自立して設置するものなどは対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

美浜町の産業は、丘陵地や沿岸部、臨海部、美浜インター周辺や河和駅周辺と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性の向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内における全ての地域とする。

(2) 対象業種・事業

美浜町の産業は、農業や水産業などの第1次産業、食料品製造業、観光関連産業と多岐にわたり、多様な業種が美浜町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT（情報技術）導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

国が定める基本方針に基づき原則2年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定を確保し、健全な地域経済の発展に配慮して、人員削減を目的とした取組、公序良俗に反する取組や暴力団を始めとする反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。

(備考) 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。